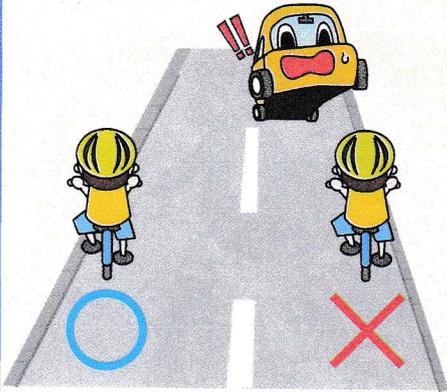


# 自転車のルールを守ろう!

自転車は車道の左側を通ります。



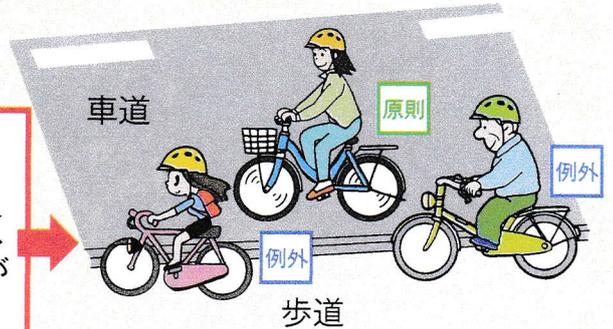
自転車は車道が原則。



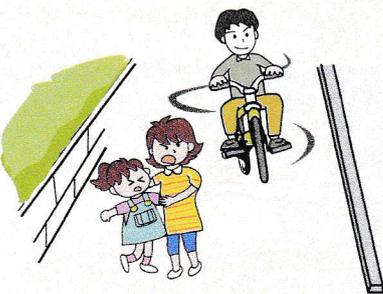
「普通自転車歩道通行可」標識

普通自転車は、左の標識が掲げられている歩道では通行することができます。

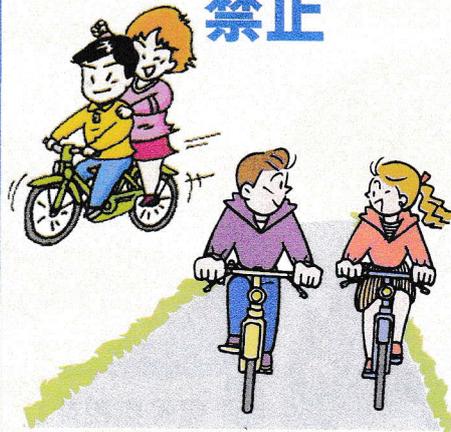
70歳以上の高齢者や13歳未満の子供は、標識の有無に関係なく歩道を通ることができます。



歩道は歩行者が優先。自転車は車道寄りをゆっくり走ります。



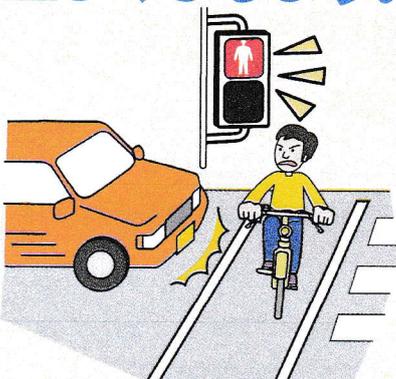
二人乗り、並んでの走行禁止



自転車も飲酒運転



一時停止場所や赤信号では止まりましょう。



ながら運転の禁止



自転車運転者講習制度

14歳以上の者が信号無視など一定の危険な交通違反を繰り返すと、講習（自己負担）を受けなければならない場合があります。

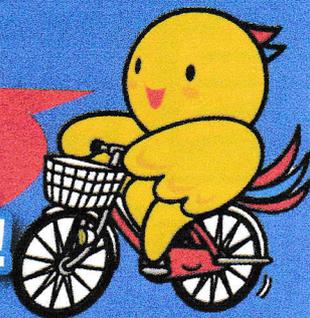
受講命令に従わないと



5万円以下の罰金

# 自転車による

# 重大事故が発生しています!



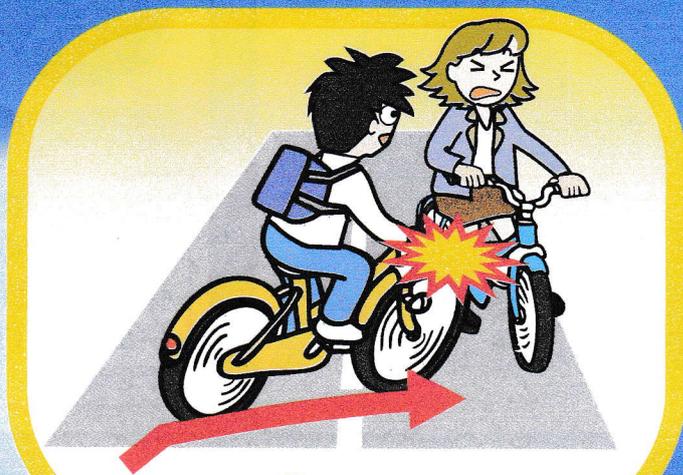
兵庫県マスコット  
はばタン



高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で自転車を運転中、前方の歩行者と衝突。歩行者に重大な障害が残った。

(横浜地裁 平成 17年)

**損害賠償額  
約 5,000 万円**



高校生が自転車で道路を斜め横断し、向かってきた自転車と正面衝突。対向自転車の運転者に重大な障害が残った。

(東京地裁 平成 20年)

**損害賠償額  
約 9,200 万円**



信号無視をした自転車が横断歩道を歩いていた高齢者と衝突。高齢者は死亡。

(東京地裁 平成 26年)

**損害賠償額  
約 4,700 万円**

## ルールとマナーを守りましょう。

「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、兵庫県で自転車を利用する場合、**保険等**(注)に加入しなければなりません。

まずは、現在加入している保険などを確認し、加入していない方は、自分に合った保険等を選択して加入しましょう。保険等には、個人利用向け(日常生活利用)と事業者向け(業務利用)があります。業務として自転車を利用する場合は、事業者(個人事業主も含む)が事業者向けの保険に加入する必要があります。

(注):保険等…自転車事故により生じた他人の生命又は身体の損害を保障することができる保険又は共済。